

2012年9月議会 意見書に対する反対討論（要旨）

まつざき 真琴

2012/10/3

私は日本共産党県議団として、ただ今提案されました意見書案と決議案のうち、「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書案」と「2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致を支援する決議案」について反対し、その理由を述べ討論いたします。

まず、「緊急事態基本法」早期制定を求める意見書案についてであります。

2004年に民主党・自民党・公明党の3党により合意がなされた「緊急事態基本法案」は、その前年に成立を強行した「武力攻撃事態法」の枠組みにそってそれを具体化する米軍行動円滑化法や特定公共施設利用法案、国民保護法案などの有事関連法案を速やかに審議入りさせるために、当時の自公政権が、民主党からの要求を入れる形で「緊急事態基本法協議会」が持たれ、3党の合意に至った経過があります。

この法案の最大の問題は、人間の力で発生そのものを防止することができない自然災害等と、予測がつき外交上などの措置が検討されるべき武力攻撃とを一緒くたに「緊急事態」として、地方自治や国民の基本的な人権侵害の範囲を大幅に拡大するという点です。

安全保障上の有事に対しては、残念ながらではありますが、前政権時代に強行採決された周辺事態法や武力攻撃事態法、国民保護法等により、緊急事態を含めて対処する強権的な法制がすでに整備されています。

国民の生命と財産を守るためには、二度と戦争しない、軍備を持たないと定めた憲法9条を世界に向けて高く掲げ、日米安保に縛られたアメリカいなしの外交姿勢を根本的に改めて、アジアの一員として、この地域の平和に貢献する自主外交を進めることでもあります。

本意見書案は、東日本大震災や領土問題等を口実に、国民の権利を制限する「緊急事態法」の早期制定を求めるものであり、反対であります。

次に、オリンピック・パラリンピックの東京招致を支援する決議案についてであります。

わが党は、世界の人々がスポーツを通じて交流する平和の祭典としてのオリンピックそのものに反対するものではありません。しかし、オリンピックが巨大開発の口実とされたり、環境破壊につながるような計画とセットとされるものであれば、招致に賛成できないものであります。

反対の理由の第1は、東京招致委員会の計画自体の問題です。

東京招致委員会が国際オリンピック委員会に提出した申請ファイルの競技施設計画を見ると、カヌースラローム会場となる葛西臨界公園が、ラムサール条約登録湿地に匹敵する広大な干潟や樹林を持った野鳥の楽園であり、自然環境保護に逆行する計画になっています。また、招致活動で38億円の民間資金を集める予算について、16年オリンピック招致の赤字分約7億円と合わせて45億円を集めなければならないことなど、様々な解決すべき問題があります。

第2には、東京招致が都民の理解を得られていないという点です。都に寄せられた意見で

も招致反対が82%、朝日新聞の調査でも反対が8割。都が持ち出した日本世論調査会の調査ですら都民の賛成は5割にとどまっています。都民の多くの声は、東北の復興、防災対策こそ優先すべき、原発事故、放射能汚染が深刻で招致すべきではない、というものです。

第3には、都議会での招致決議も6つの会派のうち2つの会派が反対しており、また都民の合意も得られていないものを、他の議会が支援決議を上げることが適切でないという点です。日本共産党都議団の調査によると、前回の招致のために使った予算は200億円。道路などのインフラ整備だけでも、7兆円を超える巨額な事業費を費やす計画です。このような事業の招致活動を他の議会が無責任に全面的に支援・協力すると言えるでしょうか。まずは、都議会での議論と住民の合意形成が先決であります。以上の理由で、本決議案には賛成できません。

以上で、討論を終わります。